

## 東北地方年金記録訂正審議会（第3回総会）

日時：平成29年4月17日（月）14：00～

会場：仙台第4合同庁舎 2階 共用会議室

### ○事務局（宮澤課長補佐）

ただいまから、東北地方年金記録訂正審議会第3回総会を始めさせていただきます。

なお、本会議の発言につきましては、議事録作成の都合上、録音をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

併せて、東北厚生局ホームページ掲載用の写真を撮らせていただきますので、こちらにつきましても、ご了承くださいたいと思います。

私は、本日の司会を務めます、東北厚生局年金審査課の管理担当課長補佐の宮澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず始めに、今回新たに東北地方年金記録訂正審議会委員に就任されました皆様と再任なされました皆様に、任命通知を交付いたします。本来であれば、皆様に直接、手渡しすべきところがございますが、時間の都合もありますことから、あらかじめ机の上に、お配りをさせていただきました。新任の方、再任の方の机の上に任命通知書在中と記載いたしました封書を置かせていただいておりますので、ご確認をよろしくお願いいたします。新任の方と再任の方、合わせて8名の方に交付いたしておりますので、まだ任期途中の皆様にはございませんのでご了承ください。

### ○事務局（宮澤課長補佐）

続きまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。まず「議事次第」、「座席表」でございます。次に「資料1」といたしまして「東北地方年金記録訂正審議会 委員名簿」。次に「資料2」でございます。「資料2」は、「議題1 会長の選任について」、次は「資料3」でございます。「資料3」には、「議題2 会長代行並びに部会に属すべき委員及び部会長の指名について」。それから「資料4」でございます。「資料4」は「議題3 平成28年度年金記録訂正請求の状況について」でございます。よろしいでしょうか。他に別添資料というのが2つございます。「別添資料1」は、「地方年金記録訂正審議会規則」で、これは全文でございます。「別添資料2」これは、「東北地方年金記録訂正審議会運営規則」で、これも全文でございます。今、お配りした資料でございますが、不足はございませんでしょうか。ございましたら挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、平成29年度東北地方年金記録訂正審議会委員の皆様をご紹介します。お手元に配布しております「資料1 委員名簿」をご覧ください。委員の皆様の所属と役職などは名簿に記載がございますので、恐縮でございますが五十音順に、お名前のみのご紹介とさせていただきます。

○事務局（宮澤課長補佐）

事務局側から、向かって窓側の席からご紹介いたします。  
荒井委員でございます。

○荒井委員

荒井です。よろしく申し上げます。

○事務局（宮澤課長補佐）

荒川委員でございます。

○荒川委員

荒川です。よろしく申し上げます。

○事務局（宮澤課長補佐）

榎並委員でございます。

○榎並委員

榎並でございます。よろしく申し上げます。

○事務局（宮澤課長補佐）

大滝委員でございます。

○大滝委員

大滝でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（宮澤課長補佐）

大場委員でございます。

○大場委員

大場でございます。よろしく申し上げます。

○事務局（宮澤課長補佐）

木村委員でございます。

○木村委員

木村でございます。よろしく申し上げます。

○事務局（宮澤課長補佐）

日下委員でございます。

○日下委員

日下と申します。よろしく申し上げます。

○事務局（宮澤課長補佐）

小磯委員でございます。

○小磯委員

小磯と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（宮澤課長補佐）

続きまして、廊下側になります。

香高委員でございます。

○香高委員

香高です。よろしく申し上げます。

○事務局（宮澤課長補佐）

佐久間委員でございます。

○佐久間委員

佐久間でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（宮澤課長補佐）

佐瀬委員でございます。

○佐瀬委員

佐瀬と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（宮澤課長補佐）

佐藤委員でございます。

○佐藤委員

佐藤でございます。よろしく申し上げます。

○事務局（宮澤課長補佐）

続きまして、鈴木委員でございますが、本日はご欠席でございます。

○事務局（宮澤課長補佐）

高木委員でございます。

○高木委員

高木と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（宮澤課長補佐）

平山委員でございます。よろしくお願いいたします。

○平山委員

平山と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（宮澤課長補佐）

三上委員でございます。

○三上委員

三上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（宮澤課長補佐）

ありがとうございました。以上、東北地方年金記録訂正審議会の委員総数は、16名でございます。

○事務局（宮澤課長補佐）

引き続きまして、事務局の出席者をご紹介します。  
東北厚生局長の坂本でございます。

○事務局（坂本局長）

坂本でございます。よろしくお願い申し上げます。

○事務局（宮澤課長補佐）

年金管理官の原口でございます。

○事務局（原口管理官）

原口でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（宮澤課長補佐）

年金審査課長の伊東でございます。

○事務局（伊東審査課長）

伊東です。よろしく申し上げます。

○事務局（宮澤課長補佐）

年金審査課の調査総括担当課長補佐の佐藤でございます。

○事務局（佐藤課長補佐）

佐藤でございます。よろしく申し上げます。

○事務局（宮澤課長補佐）

年金審査課管理係長の庄司でございます。

○事務局（庄司管理係長）

庄司と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（宮澤課長補佐）

それでは、本日の議事に先立ちまして、坂本東北厚生局長より、ご挨拶を申し上げます。

○事務局（坂本局長）

坂本でございます。改めてよろしくお願い申し上げます。平成 29 年度の東北地方年金記録訂正審議会総会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

まず初めに、この 4 月に東北地方年金記録訂正審議会委員の半数が改選されたことに伴いまして、審議会委員のご就任をお願いいたしましたところ、新任の方 4 名を含む 8 名の委員の皆様から快くご承諾していただきまして、誠にありがとうございました。

年金記録及びその訂正につきましては、もうご承知のことと存じますが、平成 19 年 6 月以降、総務省に臨時に設けられました年金記録確認第三者委員会で年金記録の訂正のあつせん、非あつせんという形で行われてまいりましたが、平成 26 年 6 月の法律改正により、恒常的な年金記録訂正手続きといたしまして、厚生労働大臣に年金記録の訂正を求められる制度が整備され、平成 27 年 4 月から施行されたところでございます。

この制度の施行を受けまして、東北地方年金記録訂正審議会が設置され、平成 28 年度は、審議会委員の皆様には年金記録の訂正・不訂正の妥当性につきまして 124 件の年金記録訂正請求をご審議いただきました。誠にありがとうございました。年金記録確認第三者委員会発足当時と比べますと、年金記録訂正請求件数こそ減少傾向にございますけれども、現在でも訂正請求が数多く出されておりますし、また請求事案を内容的に見れば複雑かつ難

しい事案が増えているというふうに感じているところでございます。

一方で、年金の受給資格期間が25年から10年に短縮されたことに伴いまして、今年度、これが施行されておりますので、今後は訂正請求件数が増加するのではないか、と厚生労働省本省では考えているようでございます。いずれにいたしましても、年金制度は国民一人ひとりに対して、非常に長期に渡り関わりを持つ制度でございます。年金記録に間違いがあった場合には年金給付に大きな影響を与える事になるわけでございます。厚生労働省におきましては、年金記録の厳格な管理を行うということは当然でございますけれども、他方で国民の皆さんから年金記録訂正請求があった場合に訂正の可否を公平、公正に判断しなければならないわけでございます。

審議会委員の皆様には大変お忙しいとは存じますが、年金記録訂正の公平、公正な判断にご尽力いただきますようお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。どうかこの一年よろしくお願い申し上げます。

○事務局（宮澤課長補佐）

ありがとうございました。それでは、ここから先でございますが、恐縮ですが座らせていただき、進行させていただきます。

続きまして、事務局から本日の会議の成立につきまして、ご報告をいたします。

○事務局（伊東審査課長）

東北厚生局年金審査課の伊東でございます。本日の会議は、委員総数16名に対して、15名の委員の方にご出席いただいております。これは、地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項に規定する定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立していることをご報告申し上げます。

○事務局（宮澤課長補佐）

はい。ただいま報告にありました、地方年金記録訂正審議会規則でございますが、全文を「別添資料1」として、ご用意しておりますので、第7条につきましてはこちらをご参照下さい。

#### 【議題1】

会長選任について

○事務局(宮澤課長補佐)

それでは、本日の議題に入らせていただきますが、佐久間会長の任期が満了となりましたことから、再度、会長を選出する必要があります。このため、これから先、会長選出までの間、地方年金記録訂正審議会規則第5条第3項の規定に基づき、会長代行の三上委員に議事の進行をお願いいたします。

○三上会長代行

会長代行の三上でございます。どうぞよろしく申し上げます。会長選出までの間、議事の進行を努めさせていただきますのでよろしく申し上げます。

それでは、最初の議題、会長の選任についてです。東北地方年金記録訂正審議会の会長の選出につきましては、地方年金記録訂正審議会規則第5条第1項において、「審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する」とされています。「資料2」として、審議会規則の抜粋がありますので、ご参照ください。

それでは、「この方に会長をお願いしてはいかがか」という方がおられましたら、ご発言をお願いします。

○平山委員

はい。

○三上会長代行

どうぞ。

○平山委員

平山でございます。佐久間委員をお願いしてはいかがと思っております。

○三上会長代行

はい。ただいま、平山委員から「佐久間委員に会長をお願いしてはどうか」というご発声がありましたが、他の委員の皆様の方はいかがでしょうか。

○木村委員

異議なし。

○三上会長代行

はい。「ご異議なし」というお話しでしたので佐久間委員に会長を引き続きお願いしたいと思っております。佐久間委員、よろしく申し上げます。

恐れ入りますが、佐久間委員には、どうぞこちらの会長席にお移りいただきまして、一言ご挨拶をいただければと思います。

○佐久間会長

佐久間でございます。会長という大任を仰せつかりまして、大変緊張しております。先程、坂本局長からのご挨拶にありましたように、この審議会は大変大きな役割を担っているというふうに思っております。国民の皆様の大切な老後の資金が適正に支給できるかどうかということで、皆様からいろいろお申し出があった場合に、あらかじめルールが定め

られておりますけれども、それに従って記録の訂正をすべきだ、あるいはこれは難しいのか、そういう判断をしなくてはなりません。申し出があった方の大きな利害に関わるというふうに思っております。

それから、件数がちょっと落ち着いてきたのかなというふうに思っておりますが、先程の局長のご挨拶にありますように、難しい案件ですね、そういうものもあるし、少し件数が減ったかなと思ったら、また増加傾向になるかもしれないということもありますので、私たちの役割はそういう意味でいろいろ大きいかなと思います。ただ皆さん専門職の方がお集まりですし、大変優秀な事務局が揃っておりますので、何か問題がありましたら、皆さんと協議して、あるいは知恵を集めて、ひとつひとつ、1件1件について、真剣に取り組んで、結論を出してまいりたいと思います。非常に大役で、私でいいのかなという気持ちがありますが、一所懸命やりたいと思っておりますので皆様のご協力を、ぜひよろしくお願いいたしたいと思っております。簡単ですが、以上でご挨拶といたします。

#### ○三上会長代行

ありがとうございました。ここからの議事進行は、佐久間会長にお願いいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

#### ○佐久間会長

ありがとうございました。それでは席にお戻りください。

### 【議題2】

会長代行並びに部会に属すべき委員及び部会長の指名について

#### ○佐久間会長

それでは、前後いたしますが、次の議題に入る前に、ここで、この会議の公開・非公開の取扱いについて、判断いたします。「資料3」をご覧ください。「資料3」の1ページに「東北地方年金記録訂正審議会運営規則（抜粋）」がございます。第9条をご覧くださいますと「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができ」というふうに規定されております。まず、本日の議題ですが、議題の1から3まで、この議事につきましては、特別に個人情報の保護や公開によって本審議会の運営に支障をきたすというような内容は含まれていないと判断いたしますので、公開といたします。

事務局は、運営規則第12条の第1項、第2項、資料の3ページがございますが、この規定によりまして議事要旨を作成し、会議の資料と併せて東北厚生局ホームページで公開するとともに、同条3項の規定に基づきまして、議事録を作成してください。

それから同じ条文の第4項の規定によって、議事録の署名人を指名したいと思います。私の他に、大滝委員、高木委員の2名を指名したいと思いますので、事務局は、議事録の整理ができましたら、私と大滝委員、高木委員に送付して、確認の上、署名をしてもらっ

てください大滝委員 高木委員には、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議題の第2番目ですが、本審議会の「会長代行」、「部会に属すべき委員」、「部会長」の指名に入ります。

これにつきましては、「資料3」の2ページをご覧ください。「地方年金記録訂正審議会規則」でございますが、会長代行につきましては、この規則の第5条第3項において「会長に事故があったとき、あるいは会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、職務を行う」というふうにされています。

また、第6条第2項において「部会に属すべき委員等は、会長が指名する」、第3項におきまして「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する」というふうに規定されております。その上で、この審議会運営規則にあっては、第4条におきまして、「4つ以内の部会を置くことができる」というふうになっています。「資料3」の1ページに第4条の規定がございます。これから、私の方で「会長代行」それから「部会に属すべき委員」と、それから「部会長」の指名にあたっての検討を行いたいと思いますので、暫時休憩といたします。事務局より再開時間についてご連絡お願いいたします。

○事務局（宮澤課長補佐）

それではあちらの時計で14時30分から総会を再開いたしますので、よろしくお願ひいたします。それでは休憩といたします。

～ 休憩 ～

○事務局（宮澤課長補佐）

それでは、定刻となりましたので、再開をお願いいたします。

○佐久間会長

それではお待ちせいたしました、審議会を再開いたします。事務局から資料を皆さんに配付していただいておりますが、回りましたでしょうか。よろしいですね。

それでは、私から「会長代行」、「部会に属すべき委員」、「部会長」の指名を行います。委員の皆さんは、ただいま配布しました「資料3-1」をご覧ください。

まず最初に「部会長代行」ですが、引き続き三上委員を指名いたします。三上委員、会長代行におかれましては、私に事故にあったような時や、委員の改選期におきまして、会長が欠けている時には、会長代行としての職務をお願いいたします。

続いて、「部会に属すべき委員」、「部会長」を指名いたします。この審議会に、4つの部会を設置いたします。

第1部会ですが、大場委員、小磯委員、佐瀬委員と私の4名で構成し、部会長は私といたします。

第2部会ですが、荒井委員、榎並委員、平山委員、三上委員の4名で構成し、部会長は

荒井委員を指名いたします。

第3部会ですが、日下委員、荒川委員、大滝委員、高木委員の4名で構成し、部会長には日下委員を指名いたします。

第4部会は、香高委員、木村委員、佐藤委員、鈴木委員の4名で構成し、部会長には香高委員を指名いたします。

「会長代行」、「部会に属する委員」、「部会長」の指名は以上のとおりです。今後、地方審議会総会の開催は、必要な都度、私が招集し、各部会の開催は部会長が招集いたします。委員の皆様におかれましては、只今、私が指名いたしました部会長の下で、東北厚生局長から諮問されます年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、地方年金記録訂正審議会規則第6条第5項に、「部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」と定めておりますので、今後開催されるそれぞれの部会において、部会長は、部会長代理を指名してくださるようお願いいたします。

### 【議題3】

年金記録訂正請求の状況について

○佐久間会長

続きまして、「議題3」に入りますが、事務局から説明の方をお願いいたします。

○事務局（伊東審査課長）

ではお手元にお配りしております「資料4 平成28年度年金記録訂正請求進捗状況」をご覧ください。

こちらの表ですが、左側の方に事務センター名とありまして、青森、岩手、仙台広域、秋田、福島という事務センター名が書いてあります。仙台広域というのは、平成27年11月に、宮城の事務センターと山形の事務センターが統合されたというものでございます。また今年の1月に、福島の事務センターが仙台広域の方に統合されておりますが、これまでの進捗状況などの統計の取り方からして、福島の方は別に揚げております。

その横の受付件数ということで、平成28年度は、平成27年度からの繰り越しが49件ございました。平成29年3月まで422件ございまして、累計471件で、この471件の中には、日本年金機構の年金事務所段階で訂正になり、取り消しが出来る件数も含まれております。訂正請求の手続き自体は、年金機構の年金事務所が窓口になっておりまして、年金事務所、まずお受けした件数になります。

その右の決定の内訳というところで、厚生年金・脱退手当金が429件、それと真ん中の国民年金が42件ございます。これが受付の件数になります。処理の状況ですが、訂正、一部訂正、不訂正とございまして、訂正は厚年、国年合わせて47件、一部訂正は11件、合

わせて 58 件ということで、不訂正は 66 件ございます。(H) の欄です。平成 28 年度中に年金審査課として決定した件数は 124 件になります。訂正と一部訂正は 46.8%、不訂正は 53.2%というかたちです。また右から 2 つ目の取下げの合計が 323 件となっておりますが、この内 291 件が年金事務所で取下げ処理したもの、32 件が年金審査課で取下げ処理を行ったもので、平成 28 年度末の未処理の件数は差し引き 24 件ということになります。年金審査課としての処理分の受付は、180 件で、厚年が 139 件で 77.2%、国年が 41 件の 22.8%になります。

②ですが、平成 28 年度の部会開催状況はこちらの資料のとおりで、52 回ございます。

③平成 28 年度部会開催状況ということで、厚年・脱手は 90 件、国年が 34 件、処理件数が合わせて 124 件で、各部会は 1 回あたり、平均で約 2.4 件ご審議いただいていることになります。

次のページは、厚生労働省のホームページに掲載されている資料です。先程、東北厚生局の件数をご説明しましたが、こちらは全国的な件数ですが、ただ数字が平成 29 年の 2 月ということで、若干違いが出ております。厚生労働省のホームページの資料は参考までに見ていただければと思います。

次に、資料はございませんが、訂正請求の手引きにありますとおり、第三者委員会の時のように訂正審議会での不訂正、あるいは訂正できないというような案件につきましては、請求人から意見を聞く場ということで口頭意見陳述というものが設けられております。平成 27 年度口頭意見陳述は、国年が 3 件、厚年 1 件で、合計 4 件ございましたが、平成 28 年度につきましては、国年の事案が 1 件ということでした。ちなみに平成 28 年度の不訂正が 66 件、一部訂正が 11 件の合計 77 件に対しまして、口頭意見陳述が、実際は 1 件だけでしたので、約 1.3%ということになります。結果につきましては、不訂正の方向性に特に変更はなかったということです。

次に、総務省の第三者委員会の中には審査請求という仕組み等がなかった、できなかったわけですが、平成 27 年度から行政処分になりましたので、審査請求ができることになりましたので、こちらの状況を参考までにご説明したいと思います。平成 27 年度は 8 件審査請求がございました。これは、東北厚生局の中にも社会保険審査官という厚年や国年あるいは健康保険の記録について不服申立を受付ける機関があるんですが、訂正請求につきましては厚生労働大臣、厚生労働省の年金局に審査請求をしていただくという形になっております。平成 27 年度は不訂正と一部不訂正は、116 件ありましたので、その内の 8 件は審査請求され、約 6.9%という数字でございます。平成 28 年度の審査請求の状況は、国年、厚年合わせて 8 件審査請求が出ております。不訂正と一部不訂正は 77 件ありましたので、約 10.4%という状況です。全国的には審査請求件数が増えておりまして、平成 27 年度は、全国で 176 件の審査請求があります。採決は 31 件。平成 28 年度は 167 件の審査請求があるということでございます。

次に、この訂正請求になりましてから、行政処分ということで、訴訟ができるようになったわけですが、東北厚生局でも、現在、1 件の訴訟案件をかかえております。こちらは

平成 27 年度中に処分したケースですが、昨年の 6 月に仙台地方裁判所に提訴されまして、昨年 9 月に第 1 回口頭弁論、先月の 3 月 16 日に第 4 回の口頭弁論がありまして、今回は 6 月 8 日に第 5 回の口頭弁論ということで、まだ判決までは至っていないという状況でございます。本省の年金局に確認したところ、今現在、全国で 15 件の訴訟事案があるということでございます。これまで数件の判決が出ておりますが、一部は確定しているものの原告側が控訴したという状況がございます。また全国的な訂正請求の事案の状況を簡単にお話ししますと、厚生年金と国民年金とあるわけですが、厚生年金の請求の割合が非常に多く、中でも標準賞与の事案が非常に多い傾向になっております。また、第三者委員会当時と同じように国民年金事案の保険料の納付にかかる請求が割合多いということでございます。私の方からは以上ということになります。

○佐久間会長

ありがとうございました。それでは委員の皆様から、今のご説明につきまして、質問・ご意見ありましたらどうぞお願いいたします。

○佐久間会長

特にご質問、ご意見はございませんでしょうか。それでは次に、移ってもよろしいでしょうか。それでは「議題 4」の方へまいりたいと思います。

「議題 4 その他」についてになりますが、ここからの議題につきましては、本審議会の事務手続き、それから運営に関する会長、部会長の意思決定に係るルールが含まれております。これらを公開しますと本審議会の運営に支障が生ずる可能性があると考えますので、議事及び資料は非公開といたします。傍聴の方はいらっしゃらないと思いますが、傍聴者のご退席をお願いします。

《以降非公開》